

バイオガス調達費について

平成 28 年 9 月 13 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課



1. バイオガス調達費の概要

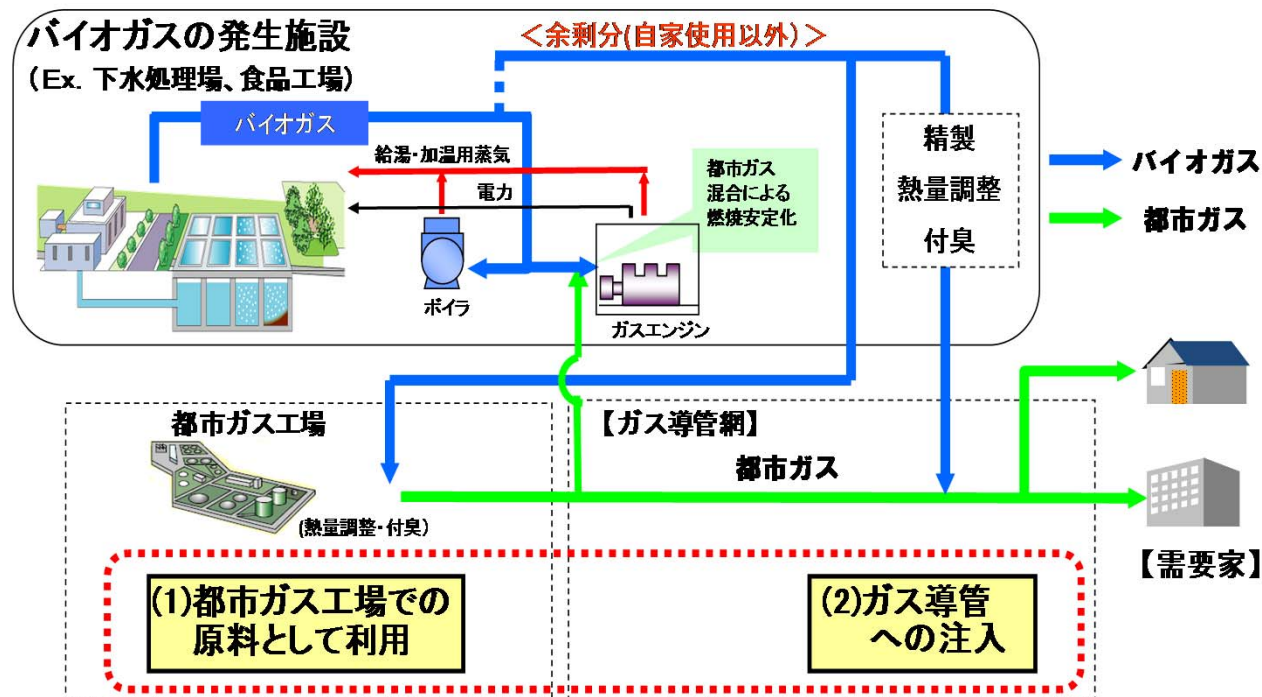
2. 論点

1. バイオガス調達費の概要

- 一定規模以上のガス小売事業者は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下、「供給高度化法」という。）に基づき、バイオガスの導入によるガス供給を拡大するよう取り組む責務がある。
- バイオガス調達に係る費用は、一般的に、LNG等の原料と比べ割高であるところ、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保する前提として、託送供給料金原価に含めることとしている。

(注1) 一定規模以上のガス小売事業者とは、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスをいう。

(注2) 「バイオガス」とは、「バイオマスから発生するガス」をいい、「バイオマス」とは、「動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの」をいう。



2. 論点

論点

算定の 適正性

- 託送供給約款算定省令に基づき適正に算定されているか。

バイオガス 調達量 の適正性

- 原価算定期間内におけるバイオガス調達量について、供給高度化法に基づく告示では、供給区域内で発生する余剰バイオガスの80%以上を利用することを目標としているところ、各社の調達量をどのように判断すべきか。

バイオガス 購入価格 の適正性

- バイオガスの購入価格は、契約等に基づいて算定しているか。

(参考) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (1 / 2)

(エネルギー供給事業者の責務)

第四条 エネルギー供給事業者は、その事業を行うに際して、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならない。

(特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項
- 二・三 略

(参考) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (2 / 2)

(計画の作成)

第七条 特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気（電気事業者が他の電気事業者に供給したもの を除く。）若しくは熱（熱供給事業者が他の熱供給事業者に供給したものを除く。）の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となる べき事項において定められた非化石エネルギー源の利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(勧告及び命令)

第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の非化石エネルギー源の利用の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギー源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定エネルギー供給事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（参考）エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成22年度経済産業省告示第160号）

（3）ガス事業者

- ① ガス事業者は、安定供給並びにバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の賦存量及び経済性等の制約も留意しつつ、バイオガスの導入によるガス供給を拡大するよう取り組むこととする。
- ② ガス事業者は、バイオガスの購入要領を策定及び公表する等、バイオガスを供給用のガス導管に受け入れるための環境整備に取り組むこととする。
- ③ ガス事業者は、バイオガスの利用推進のため、バイオガスを効率的に発生させる技術の開発及び精製設備、貯蔵設備等の技術の向上に取り組むこととする。

（参考）非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準（平成22年経済産業省告示第240号）

1. 非化石エネルギー源の利用の目標

一般ガス事業者等は、平成27年において、一般ガス事業者等の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第4条第7号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の80%以上を利用することを目標とする。

（参考）非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準の改正案

1. 非化石エネルギー源の利用の目標

ガス小売事業者は、平成30年において、一般ガス導管事業者等の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第4条第7号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の80%以上を利用することを目標とする。

（参考）ガスシステム改革小委員会資料等

バイオガス調達に係る費用は、一般的に、LNG等の原料と比べて割高であるところ、ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備する観点からは、バイオガスを調達したガス小売事業者のみが、競争上不利になることは避けなければならない。

このため、以下の審議会の中間とりまとめにおける記載も踏まえ、バイオガス調達に係る費用のうち、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保することを前提として、託送供給料金原価に含めることとしてはどうか。

（出典）ガスシステム改革小委員会（第26回）配布資料4

バイオガスの導入は、エネルギー供給構造高度化法に基づき、「バイオガスの導入によるガス供給を拡大するよう取り組む」よう求められており、かかる事情に基づく原料費の増加分について、公平な競争環境の確保を重視すれば、例えば託送供給料金を通じて、新規参入者の需要家にも負担を求めることも考えられる。

（出典）総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会 中間取りまとめ（平成23年2月）

(参考)算定省令 抜粋

バイオガス調達費

以下により算定するものとする。

バイオガスコスト a - (原料コスト b + 製造コスト c)

ただし、算定により得られた額が零を下回る場合にあっては零とする。

a. バイオガスコスト

ガス小売事業者のバイオガス調達に係る契約を踏まえて適正に算定した額

b. 原料コスト

(LNG及びLPGの円建て貿易統計価格 + 石油石炭税相当額) (※2) × 原価算定期間内におけるバイオガス調達量 (m³)

c. 製造コスト

{ (調整力コスト (円) ÷ 原価算定期間の必要調整力 (m³/時) の合計) × 過去3年平均のピーク時生産実績 (m³/時) } ÷ 過去3年平均の生産量 (m³) × 原価算定期間内におけるバイオガス調達量 (m³)

(出典) 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

(参考) 審査要領 抜粋

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第3節 個別査定対象ネットワーク費用

4. バイオガス調達費については、算定省令別表第1第1表(3)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

(出典) 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領